

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 令和元年12月26日 |
| 【会社名】 | マジェスティゴルフ株式会社 |
| 【英訳名】 | MAJESTY GOLF Co., Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 金 在昱 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治生命館 |
| 【電話番号】 | 03 - 6275 - 6700 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務執行役員CFO 鈴木 正道 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治生命館 |
| 【電話番号】 | 03 - 6275 - 6700 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務執行役員CFO 鈴木 正道 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

令和元年12月25日開催の当社第20回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
令和元年12月25日

(2) 株主総会における決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

当社株式について、令和2年1月25日を効力発生日として、普通株式2,871,133株を1株に併合する。

第2号議案 定款一部変更の件

第1号議案の株式併合に伴い当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなり、かかる点を明確にするために、株式併合に伴い当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなることから、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行う。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、金在昱、吳洪在、金錫根、石上晴康、永井猛を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、宮木啓治、樋口俊輔、平山雅彦を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、神谷竜太郎を選任する。

(3) 上記決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示にかかる議決権の数、上記決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果 | |
|--------|---------|-------|-------|---------|----|
| | | | | 賛成比率(%) | 可否 |
| 第1号議案 | 152,405 | 824 | 0 | 99.429 | 可決 |
| 第2号議案 | 152,389 | 840 | 0 | 99.419 | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 金 在昱 | 152,423 | 806 | 0 | 99.441 | 可決 |
| 吳 洪在 | 152,421 | 808 | 0 | 99.440 | 可決 |
| 金 錫根 | 152,423 | 806 | 0 | 99.441 | 可決 |
| 石上 晴康 | 152,417 | 812 | 0 | 99.437 | 可決 |
| 永井 猛 | 152,420 | 809 | 0 | 99.439 | 可決 |
| 第4号議案 | | | | | |
| 宮木 啓治 | 152,759 | 407 | 0 | 99.660 | 可決 |
| 樋口 俊輔 | 152,766 | 463 | 0 | 99.665 | 可決 |
| 平山 雅彦 | 152,762 | 467 | 0 | 99.662 | 可決 |
| 第5号議案 | | | | | |
| 神谷 竜太郎 | 152,416 | 813 | 0 | 99.436 | 可決 |

(注1) 第1号議案及び第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

(注2) 第3号議案、第4号議案及び第5号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主(委任状の提出による議決権の代理行使分を含む。)から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上